

菊川市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、「菊川市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定業務委託特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）に基づき各事業者に提案を求め、その内容、事業者の能力及び評価等を総合的に比較検討し、最も的確と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 概要

(1) 業務名

菊川市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定業務委託

(2) 業務内容

特記仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和7年度（その1）：契約締結日の翌日～令和8年3月23日（月）まで

令和7年度（その2）：契約締結日の翌日～令和8年3月23日（月）まで

令和8年度：契約締結日の翌日～令和9年3月中旬まで

※令和7年度（その2）及び令和8年度については、本市の予算措置状況に応じて契約締結するものとし、現時点で契約を確約するものではない。

(4) 委託料上限額（消費税及び地方消費税を含む）

令和7年度（その1）： 4, 873千円

令和7年度（その2）： 11, 055千円

令和8年度： 16, 401千円

計： 32, 329千円

※ただし、本市の予算措置状況等により変更になる場合がある。

(5) 委託事業者選定方法

本プロポーザルは公募型とし、本要領に定める参加資格要件を満たすものによる、提案内容や見積もり額等を総合的に判断し選定する。

(6) 担当課

菊川市 建設経済部 都市計画課 都市計画係（担当：後藤・澤入）

所在地：〒439-8650 菊川市堀之内61

電話：0537-35-0932 F A X：0537-35-2115

E-mail：toshikei@city.kikugawa.shizuoka.jp

※問い合わせについては土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで受付

3 選定スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおりとする。現在の予定であり、諸事情により変更する場合もある。

(1) 募集開始

令和7年5月14日（水）

(2) 提案参加申請書等提出期限	令和7年5月28日(水)	午後5時まで
(3) 企画提案に係る質問提出期限	令和7年5月26日(月)	午後5時まで
(4) 企画提案に係る質問回答期限	令和7年5月30日(金)	午後5時まで
(5) 企画提案書の提出期限	令和7年6月4日(水)	午後5時まで
(6) 1次審査結果通知	令和7年6月20日(金)	※予定
(7) 2次審査(プレゼンテーション)	令和7年7月1日(火)	※予定
(8) 結果通知	令和7年7月上旬	※予定

4 参加資格要件

(1) 基本的要件

- ①建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示717号)に基づく建設コンサルタント登録を有していること。
- ②提案参加申請書の提出日時時点で、静岡県内に本社又は支店等を有し、1年を経過した者であること。また、その本社又は支店等が、菊川市競争入札参加資格(測量・建設コンサルタント業)を有するものであること。
- ③提案参加申請書の提出日時時点から契約締結までの間において、指名停止の措置を静岡県又は菊川市から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- ④国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑤暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。)若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)、暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者又はこれらの統治下にある者でないこと。

(2) 業務実績

以下に示す計画の策定又は改定業務について、過去5年(令和2年度以降)で1件以上の実績(再委託による業務の実績を含めない。)を有する者であること。なお、現在継続して業務を履行しているものは、実績に含めてもよい。

- ①市町村都市計画マスタープラン
- ②市町村立地適正化計画

(3) 配置予定技術者

①技術者資格

管理(主任)技術者及び照査技術者は、本業務を遂行する上で技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者で、技術士(総合技術監理部門(建設部門関連科目:都市及び地方計画))、技術士(建設部門:都市及び地方計画)、RCCM(都市計画及び地方計画部門)のいずれかの資格を有する者でなければならない。

②予定技術者の業務実績

管理(主任)技術者、担当技術者(担当技術者を複数配置する場合は、主たる担当技術者に限る。)及び照査技術者は、以下に示す計画の策定又は改定業務について、過去5年(令和2年度以降)で1件以上の実績(再委託による業務の実績を含めない。)を有する者でなければならない。

【同種業務】

市町村都市計画マスタープラン又は立地適正化計画

③手持ち業務

管理（主任）技術者は、公示日現在において、管理（主任）技術者及び担当技術者としての手持ち業務の件数が5件未満でなければならない。ただし、契約金額が500万円以下の業務は含めない。

また、本業務の履行期間中においても、これを超えてはならない。

5 提出書類と提出方法

本プロポーザルにおける提出書類は、3の「選定スケジュール」期日までに以下の書類を担当課へ提出すること。提出方法は、持参によるものとする。ただし、質問票（様式第6号）の提出にあっては、6の「質問及び回答方法」のとおりとする。

また、提出書類は、資料1「提出書類作成方法」のとおりとすること。

◆提出書類、提出部数及び提出期限

提出書類	様式等	提出部数	提出期限
提案参加申請書	様式第1号	1	5月28日(水)
同種業務の施行実績	様式第2号	1	5月28日(水)
配置予定技術者申告書	様式第3号	1	5月28日(水)
辞退届	様式第4号	1	6月4日(水)
提案書提出届	様式第5号	1	6月4日(水)
提案書（添付資料含む）	任意様式	9	6月4日(水)
見積書	様式第6号	1	6月4日(水)

6 質問及び回答方法

本業務に関する質疑がある場合は、「菊川市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定業務委託に係る質問票（様式第7号）」を使用し、Eメールにて行うこと。その際のメール件名は「菊川市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定業務委託に係る質問事項」と記載し、提案事業者の連絡担当者一人のみから送信すること。

質問の回答は、提案参加申請書を提出した事業者すべてに対し、Eメールで送信する。

また、審査及び評価に関する質問については受け付けない。

なお、同様の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。

7 提案及びプレゼンテーションの辞退

提案参加申請書の提出後に提案を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに「辞退届（様式第4号）」を1部提出すること。また、プレゼンテーションを辞退する場合は、プレゼンテーション実施日の前日までに、「辞退届（様式第4号）」を1部提出すること。

8 企画提案書記載内容

企画提案書は各社の内容を比較するため以下のとおりの順序・内容とし、総ページ数は10ページ以内（表紙・目次等は除く）、また、A4版縦長用紙を用い横書き両面で作成すること。

(1) 提案書記載方法

構成	記載方法
(表紙)	題名は「菊川市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画改定業務委託提案書」とし、提出日、提案者名を記載すること。
(目次)	項目番号（記号）及び頁番号を記載すること。
(本編)	提案書記述項目は、以下の点に留意し作成すること。 ・提案書は誰もが理解できるように、日本語で十分にわかり易い記述をし、必要に応じて、用語解説などを記載すること。 ・提案書記載項目一覧の全ての項目について、漏れなく記載すること。また、記載の順序、項目名等を提案書記載項目一覧と同一とすること。 ・記述項目に沿わない内容に関しては評価対象としないため十分留意すること。 ・提案書の記述内容に不整合等があった場合には、当市に有利と思われる記述内容を正とみなす。

(2) 提案書記載項目一覧

提案書には、次のテーマに対する考え方、取り組み方法等を記載すること。

【策定に伴うテーマ】

- ア 提案全般について
- イ 実施方針について
- ウ 現行計画の検証・評価について
- エ 意見聴取について
- オ 本業務を遂行するために有効と考える提案

9 見積書について

見積書については、以下の点に留意して作成すること。

- (1) 様式は「見積書（様式第6号）」を使用し、税抜きの金額を記載すること。
- (2) 見積金額は、基本仕様書に示す業務に加え、新たに提案する業務を含めた金額とすること。
- (3) 見積積算は、設計業務等技術者の職種区分及び価格を用いたものとし、積算根拠がわかるよう、単価や数量等を含めた内訳書（任意様式）を添付すること。

10 プレゼンテーション及び事業者選定の方法

(1) 選定方法

市内部に選定委員会を設置し、資料2選定基準書に基づき評価を行う。選定委員会は1次審査として提案書の内容を審査し上位3者（同点となった場合は3者を超える場合もある）を選定する。その後、2次審査として同3者によるプレゼンテーションを審査し、総合評価により最も優れた内容を提案した事業者を優先交渉権獲得事業者に決定する。

ただし、選定委員全員の評価点数の総合計が満点の2分の1に満たなかった場合は失格とする。

① 1次審査（書類審査）

提出された「同種業務の施行実績」、「配置予定技術者等の同種業務実績」及び「企画提案書」の内容を「選定基準書（資料2）」に基づき評価を行い、上位3者を

選定する。

② 2次審査（プレゼンテーション）

1次審査で選定した上位3者によるプレゼンテーションを実施し、「選定基準書（資料2）」に基づき評価を行い、優先交渉権獲得事業者を選定する。

開催予定日は3の「選定スケジュール」のとおり。時間、場所等の詳細は別に通知する。

③ プレゼンテーションの持ち時間及び出席者

プレゼンテーションの持ち時間は20分以内とし、その後10分間の質疑応答時間を設ける。また、出席者数は各社4名以内とする。

④ プレゼンテーションの方法

提出した企画提案書に基づき説明を行うものとし、説明方法は、紙面に限らずプロジェクター等のビジュアル機材を使用することができる。（プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意する。）なお、企画提案書に基づいたパワーポイントによる補足等の表示は認めるが、パワーポイントの資料を配布することは不可とする。

(2) 選定結果の通知

選定結果は、1次審査、2次審査ともに、参加申込書に記載された連絡先へ文書により通知する。優先交渉権獲得事業者とならなかった事業者に対しても文書により通知する。

(3) 優先交渉権獲得事業者との契約

優先交渉権獲得事業者は本市と協議を行い、合意の後に契約とする。万一、優先交渉権獲得事業者と合意がされなかった場合は、次点の優先交渉権獲得事業者と協議を行う。

11 留意点

(1) 選定された提案書等の内容は契約時の仕様として採用する。但し、両者協議合意の上、提案内容の追加・変更・削除ができるものとする。

(2) 辞退届を提出しても、これを理由として今後不利益な取り扱いをすることはない。但し、参加申込書提出後に辞退する場合は速やかに辞退届を提出すること。

(3) 提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合は本市から質問する場合がある。

(4) 契約が正式に締結されるまでの期間、参加資格要件に掲げる事項のいずれかを満たさなくなった場合は失格とする。

(5) 提出書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、本市の判断で失格とすることがある。

① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。

② 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合。

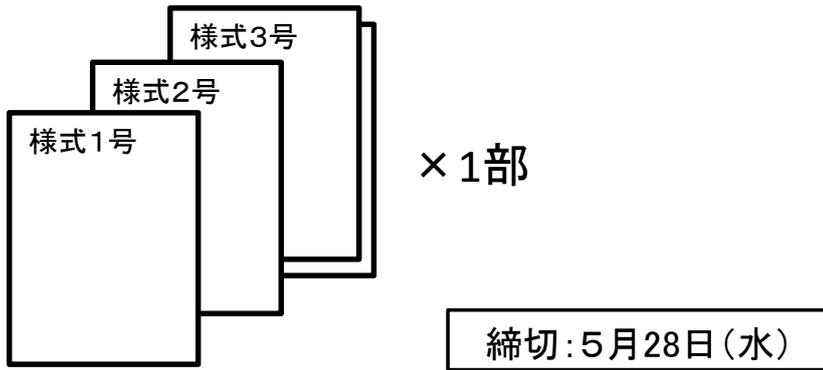
③ 記載すべき事項の全部、または一部が記載されていない場合。

④ 虚偽の内容が記載されている場合。

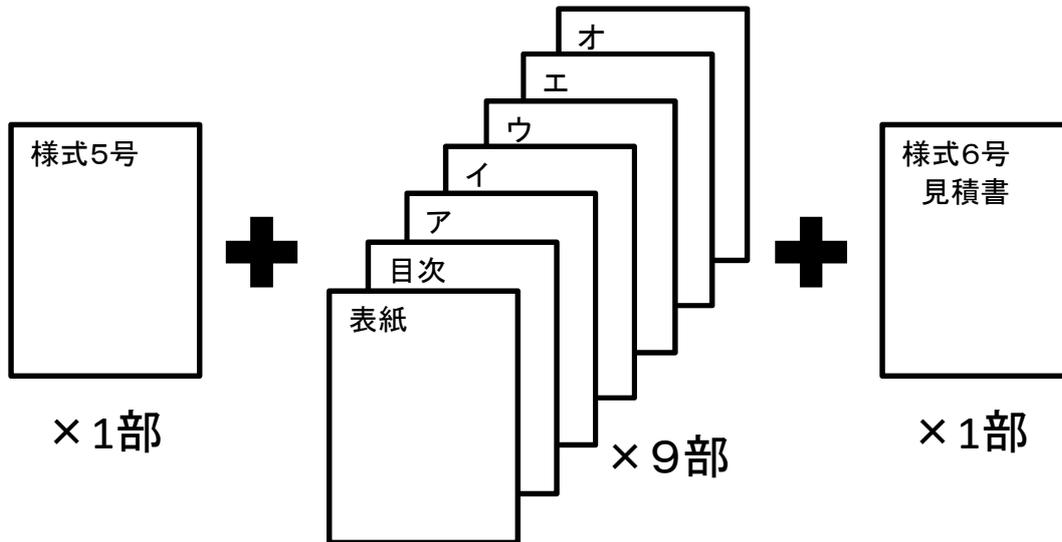
提出書類作成方法

資料 1

①提案参加申請書等



②企画提案書



※ページの配分は、必ずしも1テーマ1ページとしなくてもよい

締切: 6月4日(水)

1 次審査		
項目	評価項目	審査基準（着眼点等）
提案者の概略	① 同種業務の実績数	・過去5年(令和2年度以降)の同種業務の受注自治体数はいくつか。
	② 同種業務の人口規模	・上記実績のうち菊川市と同等以上の人口規模(約47,000人)の実績はいくつか。
	③ 同種業務の作成時期	・過去5年(令和2年度以降)の実績のうち、直近で完成した同種業務はいつのものか。
	④ 配置予定技術者申告書	・配置を予定する管理(主任)技術者は、過去5年(令和2年度以降)の同種業務の管理(主任)技術者としての実績があるか。
	⑤ 実施体制	・本業務を実施するための体制が組まれているか(配置予定技術者の人数)。
小計	評価項目数：5	審査基準数：5
改定に伴う支援方法及び提案	⑥ ア.提案全般について	・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の主旨を理解し、菊川市の地域特性を踏まえた調査・分析手段が明示されているか。
		・防災指針の作成にあたり、必要性や菊川市の地域特性、他の計画を踏まえた提案となっているか。
		・業務内容を的確に把握し、効率的な手順で適切なスケジュールとなっているか。
	⑦ イ.実施方針について	・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の同時改定において、効率的で有益な提案となっているか。
		・計画通りに効率的に実行できるようスケジュール管理が工夫されているか。
⑧ ウ.現行計画の検証・評価について	・会議等の支援体制が充実し、運営について効率的で具体的な提案があるか。	
	・都市計画マスタープランにおいて、現行計画の進捗状況や問題点の検証が具体的に提案されているか。	
⑨ エ.意見聴取について	・立地適正化計画において、現行計画の分析・評価の方法が具体的に提案されているか。	
	・市民アンケート及び地域別ワークショップの実施方法や意見の反映について、効果的で効率的な提案があるか。	
⑩ オ.上記以外の有効な提案	・上記以外の本業務を遂行するために有効な提案があるか。	
小計	評価項目数：5	審査基準数：10
見積	⑪ 見積額	・見積額(税抜)は上限額の範囲以内か。
小計	評価項目数：1	審査基準数：1
2 次審査		
項目	評価項目	審査基準（着眼点等）
プレゼンテーション	① 資料作成能力	・提案資料について、的確な文章表現がされ、テーマの主旨を理解しているか。
		・提案資料は、作図等の創意工夫、重点箇所の整理等、分かりやすくまとめられているか。
	② 説明能力	・プレゼンテーションが分かりやすく、説得力があるか。
		・質疑応答では、選考委員の質問に対する的確に、分かりやすく回答しているか。
③ 提案意欲	・策定に対する取り組み意欲、熱意が感じられるか。	
④ 提案の独自性	・菊川市の規模、特性、現状を適切に捉え、独自性・独創性の高い提案がされているか。	
小計	評価項目数：4	審査基準数：6
合計	評価項目数：15	審査基準数：22